彦根市立図書館システム更新委託業務仕様書

１　趣旨及び目的

彦根市立図書館では、平成31年1月に図書館システムの更新を行った。当初、5年間のリース契約であったが、さらに1年9か月間延長をしての使用になった。

さらなる延長は、システム機器類の保守が見込めなくなり、故障した場合に早急な修理の対応が行えないこと、また、現行システムで使われているMicrosoft社Windows10のサポート期限が令和7年10月に終了することにより、システムの安定稼働が困難になることが予想されるため、現行システムおよび機器類を更新する必要がある。

現行システムが保有するデータ等の情報資産を引き継ぎ、より安全で日々進展しつつある情報セキュリティ技術の成果を取り込む高度なサービスの提供、ならびに利用者サービスの向上や業務の効率化、省資源化への対応などを図っていくため、令和7年10月にシステムの更新を計画するものである。

なお、令和10年度内には市内2館目となる図書館、（仮称）図書館中部館（以後、中部館という。）の開館を予定しており、中部館へのシステム増設および連携を行う必要がある。

２　業務名

彦根市立図書館システム更新委託業務

３　導入期限及び契約期間

　（1）導入期限　　　　令和７年９月3０日

　（2）運用・保守期間　令和7年1０月1日〜令和1２年９月3０日（60か月）

４　導入場所

彦根市立図書館　　滋賀県彦根市尾末町8番1号

５　本仕様の対象範囲

（1）図書館業務基幹システム（周辺機器等を含む）

（2）WEBサービスシステム

（3）システム全体および機器類等の保守管理・運用支援

６　システム稼働時期およびデータ移行

（1）令和7年1０月1日から新システムによる図書館業務の本稼働が可能な状態にすること。

（2）導入のための機器搬送、設置工事ならびに利用者データ移行のため別途協議のうえ導入前後に合計2週間程度の休館期間（国民スポーツ大会開催期間9月28日～10月8日を含む）を設ける予定である。また、書誌データの移行のため協議を別途に設けたうえ書誌凍結期間を設定する。

（3）システム本稼働の前にサンプルデータを用いたデータ移行試験を複数回実施すること。

7　図書館基本情報（令和７年2月末現在）

人口　　　　　　　　111,584 人

蔵書冊数　　　　　　684,228 冊（内、開架約14万冊）

利用登録者数　　　 40,941 人

年間貸出利用人数　 88,320 人（令和 5年度）

年間貸出冊数　　　　489,640 冊（令和 5年度）

書誌MARC　　　　　TRC−Tタイプ、自館作成書誌、可変長MARC混在

移動図書館車　　　　有（1台・車載冊数約3,000冊、51ステーションを巡回）

分館開館予定　　　　令和10年度内に中部館を開館

場所は彦根市西今町（旧ひこね燦ぱれす増改築）

　　　　　　　　　　　　蔵書数15万冊予定（内、開架10万冊）

※年間貸出利用人数、年間貸出冊数は本館および移動図書館の合計

※未所蔵を含む保有書誌MARC数は、現在約270万件。

8　基本方針

1. 導入するソフトウエアは図書館のトータルなコンピュータシステムとし、利用者のサービス向上を図るとともに原則として製品化されていること。また、図書館サービスを行うにあたり必要になる予約や検索などのWebサービスや各種通知メールの送受信等を含めすべての運用が行えるサーバシステムであること。
2. システムサーバはクラウド型、またはオンプレミス型のいずれかで提案すること。オンプレミス型サーバの図書館外での設置についても認める。
3. 提供されるハードウエアおよびソフトウエアの図書館への運用については、十分なサポートを行うこと。
4. ハードウエアおよびソフトウエアの運用、保守、障害時の迅速な修復および運用について、メーカーの支援体制が積極的であり、協力的であること。

（5）　ソフトウエアのライセンス料については、本仕様書ならびに別添「図書館システム機器等仕様詳細表」（以後「機器等仕様詳細表」という。）に記載の条件に変更がない限り、利用登録者数や蔵書数の増加等による追加費用は発生しないこと。

（6）　令和10年度内に開館が予定されている中部館の準備に伴い必要とされる情報データの登録や管理などについて、図書館と協力して支援を行うこと。

9　納入物品

（1）システム

① 導入後５年経過時でも導入時とほぼ変わらない処理速度を確保すること。そのために必要な機器類等については無償でサポートすること。

② 移動図書館車（各ステーションの設定、統計作成等）に対応したシステムであること。

③ 「滋賀県立図書館横断検索システム」に対応し、システム稼働と同時に接続すること。

④ 運用時間は原則として24時間365日稼働可能であること。

⑤ 各端末の作業については、図書館システム業務機能がパソコンにインストールされたワープロソフト、表計算ソフト等他のアプリケーションと並行して同時に、かつ安定して行えること。

⑥ 既存システムから抽出されたデータを適切な形式に加工、移行し、稼働時に遅延なく運用を開始すること。データ移行に際し、システム稼働前にサンプルデータを用いたデータ移行の試験を複数回実施すること。また、既存システムからのデータ出力業務は提案範囲からは除くこと。なお、既存システムから抽出されるデータはCSV形式とする。

⑦ 既存システムサーバ共有フォルダ内のデータをNASに移行すること。

⑧ 現行の図書貸出券を引き続き利用できること。

⑨ webOPACはスマートフォン対応ができていること。スマートフォンに利用者ID番号表示（バーコード）ができ、バーコードスキャナでの読み取り貸出が行えること。

⑩ システム機器等の詳細な機能要件、数量等については「機器等仕様詳細表」にもとづく。なお、本仕様書ならびに「機器等仕様詳細表」は最低条件とし、本仕様書ならびに「機器等仕様詳細表」に記載のない場合でも、システム稼働に必要な機器類等はその旨を表示し見積に含めること。

⑪ 提案者が独自に提案する内容について、本仕様書ならびに「機器等仕様詳細表」に記載のない機器類や役務の提供等を含める場合、その旨を表示し見積に含めること。

⑫ 運用・保守契約期間中に予定している中部館増設に対応したシステム拡張・運用連携が可能であること。オンプレミス型の場合はサーバ機器の入替をすることなく稼働・運用連携が可能であること。

⑬ 中部館増設時の費用は本更新には含まないが、「中部館概算用図書館システム機器等仕様詳細表」に基づく概算見積書を作成すること。

（2）図書館システム導入の機器および周辺設備

* 1. コンピュータ、サーバ機器条件

ア） 図書館システムが今後５年間に増加する利用者数、蔵書冊数に対応しスムーズに運用できる

ハードウエアを提供すること。なお、中部館の設置による利用者数、蔵書冊数の増加に対して

も視野に入れて対応すること。

イ）市販OA処理ソフトウエアが動作可能であること。

ウ）円滑な処理のための十分な能力を持ち、データ更新、検索、印刷などの処理に実用的な速度を

確保できること。

エ）システム稼働後、契約期間内に要求事項が実現していない場合は、無償でハードウエア増強ま

たは修理交換に応じること。

オ）すべての機器が家庭用100V電源で使用できること。

カ）使用時ならびに低電力モード時の消費電力量が少ない製品であること。

キ）すべての機器類が正常に稼働し、必要なソフトウエアのインストールおよび最新状態へのアッ

プロード作業が完了し、問題なく稼働できる状態で引渡を行うこと。

ク）特定のメーカー製プリンタに依存しない帳票印字が行えること。

ケ）停電、瞬電等の電力障害発生時にも安定した運転を行う体制を整備すること、または安定した

停止ならびに再稼働を行う環境を整備すること。

② システム稼働要件

 　ア）彦根市立図書館では、利用者ID、資料IDとともにチェックデジットの有無についても併存可

　　　　 能なシステムとしており、それに準拠すること。

　 イ）統計類などの作成に際しては、彦根市立図書館が指定する帳簿出力で行い、自由帳票機能（非定型対応）が可能であること。

③ バックアップ対策

ア）端末機器は、日常的な保守・管理に専任の職員を必要としない機器であること。

イ）端末・機器類のメンテナンスに関しては、日常的に敏速に応じられる体制を取ること。

ウ）データセンターおよびサーバの設置場所では、停電や機器トラブル時の復旧体制を整え、バックアップやデータの損失・破壊などに対する予防策を取っておくこと。

エ）サーバについては、３世代以上のデータのバックアップを取ること。

オ）データベースのジャーナル記録を保存し、障害が発生した時に、障害が発生した時点のときに近い状態まで復旧できること。

カ）バックアップ、シャットダウン機能を含めたサーバ操作全般に関して職員による定時の操作を

一切必要とせず自動で作動すること。

キ）バックアップデータは、少なくとも利用者データ、貸出・予約データ、書誌データを対象とし、

　　基本的に毎日実施すること。

ク）バックアップ媒体はセキュリティ対策を取っていること。

（４）ICに関する機能要件

ア）ICタグに対応したシステムを導入すること。

イ）「機器等仕様詳細表」記載の要件を満たすとともに、ICタグは特定の製造元に依存せず、ISO15693

準拠であればいずれのメーカーのリーダライタなどの機器でも動作可能であること。また、将来BDSシステム（ブックディテクションシステム）、自動貸出機、読書通帳機、自動返却機などの付属機器を採用した場合にも対応可能であること。

ウ）ICタグデータをシステム上で初期化し、データを再入力し再利用できること。

エ）IC機器類の調整に応じること。

オ）運用開始後のICタグによる貸出返却データ処理を保障すること。

（５）クラウド型について

 　①セキュリティ要件

セキュリティに関して万全を期するとともに、個人情報の保護及び利用者が安心して図書館を利用

できるよう、次の事項を確実に実施すること。

ア）コンピュータウイルスの侵入、感染に対する措置としてウイルス対策ソフトの導入を行うこと。

イ）館内利用者用ＯＰＡＣは、ＯＳ設定などを自由に変更できない制御及び使用後にハードディスクを復元するソフトウエアをインストールすること。

ウ）図書館システムの中で個人情報を保護するための制約を設けること。

・貸出・返却等に必要な個人情報は最低限の情報とする。

・個人の貸出記録は返却と同時に消去させる。

・館内利用者用ＯＰＡＣには利用者の個人情報を表示しない。

エ) 外部ネットワークを利用した情報交換において、情報を盗聴、改ざん、誤った経路での通信、破

壊等から保護するため情報交換の実施基準・手順を備えること。

オ）インターネットからアクセスされるサーバ領域には、利用者氏名、住所、電話番号、性別、電子

メールアドレスなどの利用者の個人情報は一切保持しないこと。

カ）ＩＤとパスワードにより利用認証を行うこと（利用権限の付与）。

キ）第三者がサーバに成りすます（フィッシング等）のを防止するため、サーバ証明書の取得等の対

策を行うこと。

② データセンター要件

ア) サーバの死活監視を行い、障害時は通知と報告を行うこと。また、利用状況について記録を保存

すること。

イ）クラウドサービスを提供するデータセンターはＴｉｅｒ３相当の基準を満たすことが望ましいが、相違点がある場合は別途その基準を提示すること。また、建築基準法の新耐震基準に適合していること。

ウ）ＩＳＭＡＰクラウドサービスリストに掲載されたデータセンターで運用すること。

1. クラウドサービスを提供するデータセンターは日本国内とし、日本の国内に準拠していること。また、活断層から一定距離離れていること。
2. クラウドとして、以下資格を有すること。

・ISO9001（品質マネジメントシステム）

・ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

さらに、セキュリティおよび個人データ保護に関する資格を有する場合は、提出書類（プロポーザル実施要項の5項②13）に含めること。

1. 災害対策・ランサムウェア対策として、国内の別リージョンに遠隔で連携し、バックアップを行うこと。
2. データセンターは、国又は地方公共団体が公表する最新の津波、洪水、高潮等ハザードマップにおいて対象エリアでないこと。また液状化リスクがないこと。
3. 震度６から震度７までの地震に耐えられる耐震または免震構造の建物であること。また、ラックや搭載する機器には、転倒防止および落下防止措置が施されていること。
4. 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度の認証もしくはプライバシーマーク認定を受けていること。
5. 非常用電源設備（自家発電機）を備え、法定点検や工事等の際にも電力供給を止めることなく給電が可能であること。さらには、瞬断されることなくサーバへの給電がされること。
6. 設備に対し供給される電源は、複数のルートから供給されていること。
7. サーバが管理されるラック類は、鍵管理が行われること。
8. データセンターへの入退管理は、２４時間・３６５日有人監視もしくは監視カメラ等による監

視が行われていること。

1. ＩＤカードや多要素認証等個人認証により入室ができること。
2. 不正アクセスやＤＤｏＳ攻撃への対策を標準機能として行っていること。
3. その他、これら以外にも本仕様に記載した要件を満足させるために必要なシステム等があれば

適宜付け加え、データの保全を図ること。

③ ネットワーク要件

図書館とデータセンター間の接続は以下のいずれかのネットワークを受託者が提供するものとする。グローバルの固定ＩＰは１以上必要である。

・専用線

・ＩＰ－ＶＰＮ（帯域保証あり）等の閉域網

・マネージド型のインターネット回線（ＩＰｖ６）で暗号化通信であること

・保守および監視サービスが付随していること

なお、クラウド型システムの導入によって現行システムのｗｅｂＯＰＡＣで使用している回線を不要とする場合は、「図書館システム経費見積書（様式第7号）」データセンター接続回線料金の欄に経費を記載すること。

(6)オンプレミス型について

　① コンピュータ、サーバ機器条件

ア）サーバシステムのオペレーションシステムとしてWindowsまたはLinuxの最新バージョンを採

用すること。

　　イ）図書館外に設置する場合は、クラウド型データセンター要件を参照し、セキュリティ対策を講じた設置場所を提案すること。

② セキュリティ要件

ア）セキュリティに関して万全を期するとともに、セキュリティに関する事項を提案内容に含める

こと。

イ）すべてのサーバならびにクライアント機器等にウイルス対策用ソフトを導入すること。

1. サーバと外部通信の間にファイアウォール機器を設置すること。また、設置したファイアウォ

ールを適切に設定し、外部から最低限のサーバへのアクセスになるよう各設定を行うこと。

1. ファイアウォールおよびWEBサーバ・ウィルス対策等のソフトウエアに対しては、定期的に

アップデートの計画を立てること。また、致命的なセキュリティーホールが発見された場合

は、速やかにアップデートを行うよう努めること。

③　保守に関する機能要件

ア）図書館サーバの保守管理にあたり、リモート保守用回線を整備すること。保守用回線の設置、維持および通信などにかかる一切の費用は保守費用に含めること。

イ）無停電電源装置およびサーバのバックアップ媒体について、契約期間内に消耗等により交換の

必要がある場合、その交換費用を含めること。

（7）その他

　　ア）利用者用OPAC端末・Ｗeb端末、業務用端末は、既設位置もしくは指定する位置に設置すること。

イ）図書館内のハブおよびハブ以降のLAN配線、情報コンセントなどを「機器等仕様詳細表」に基づき更新、新規設置すること。また電気配線についても必要に応じて整備すること。配線を床面に

　　設置する場合、ブックトラックなど重量物の円滑な通過ができるよう配慮すること。

ウ）OPACにおいて表示される館内地図データの作成を行うとともに、修正利用を含む利用権を彦

根市立図書館に譲渡すること。

エ）利用者用Web端末を整備すること。利用者用Web端末は既存のインターネット接続回線また

は保守利用時以外の保守用回線を使用すること。保守用回線を用いる場合は、保守利用時と利用

者用Web端末利用時の切替機を整備すること。また、いずれの場合も図書館サーバのセキュリ

ティを十分に保つこと。

10　保守について

（1）ハードウエア、ソフトウエアなど納入物品を対象に、システム導入後60か月以上の保守を行うこと。システム導入日前に納品を完了し運用を開始した場合も、保守対象に含めること。

（2）業務追加などによるソフトウエアの改修を可能な範囲で行うこと。

（3）保守窓口はハードウエア保守、ソフトウエア保守に関わらず一本化すること。

（4）障害の切り分け、修理、交換など原則として現地に保守員を派遣して行うこと。ただし、図書館システムの保守についてリモートでの作業も認める。

（5）受付は年末年始（12月29日から 1月3日）を除き年中無休とすること。

（6）障害には迅速に対応すること。特に図書館システムにおける障害発生については、障害連絡からおおむね2時間以内に現地またはリモートで対応を開始できる体制を持つこと。

（7）完全に機能を復旧・復元できること。

（8）保守契約期間内に発生する機器類等の不具合については無償で交換および修理をすること。

（9）個人情報を含む情報の保守を行う場合、原則として図書館の指定する作業場所以外での作業を行わないこと。また、指定する作業場所から個人情報を一切持ち出さないこと。

（10）障害復旧作業は、ハードウエア、ソフトウエア（プログラムの再インストールならびに最新版へのアップロード作業を含む）の動作確認作業が終了した時点で図書館に引き渡すこと。

（11）各サーバおよび端末に導入するソフトウエア等の脆弱性が発見されたときは対策を講じること。

（12）蔵書点検時（年1回）にバーコード読取ハンディターミナル10台、充電機器、ソフトウエアな

らびにデータ転送に必要な機器類などを貸与すること。

（13）保守用として「機器等仕様詳細表」記載のICタグ200枚×60か月分を納品すること。

（14）契約期間内の図書館システムのリビジョンアップ、バージョンアップ、メジャーバージョン費用を含めること。

（15）納入する物品について特段の事情があり保守対象から除外する場合、または保守条件を限定する場合、見積内訳書にその旨およびその理由を明記すること。

（16）計画停電等が実施される場合、図書館システムの安定した停止ならびに再稼働等についてサポートを行うこと。また、図書館システムの停止を回避する方法がある場合、情報提供ならびに技術的サポートを行うこと。

（17）障害対応の際、状況確認、交換や接続、インストール、動作確認等一切の作業は保守員が行い、職員の負担は簡単な問診程度とすること。

（18）ハードウエアについては、製品製造元の保守サービスを締結すること。

（19）年に1回程度、図館システムSEと図書館職員の打ち合わせを行うこと。なお、契約初年度は2月に行う蔵書点検時とすること。

（20）各種障害への対応のほか、操作方法にかかる問い合わせへの対応、図書館システムの情報提供、技術的支援を行うこと。

11　操作指導・研修

（1）受託者は、システム本稼働前に図書館の求めに応じ図書館職員に対して操作指導・研修を実施す

ること。その場所、日時等についてはあらかじめ図書館と協議し、責任を持って行うこと。

（2）受託者は、図書館の求めに応じ必要部数の印刷版および電子版のマニュアルを納入すること。

（3）受託者は、本稼働後に少なくとも図書館の開館日5日間は図書館システム担当者が開館時間内

に立ち会い、業務をサポートすること。その後も土日を含め当館の開館時間内は直ちに連絡を取ることができる状況を継続すること。

（4）受託者の行う操作指導・研修等にかかる一切の費用は受託者が負担すること。

（5）操作習熟のため、システム本稼働前に操作研修用端末（PC）1台を与すること。

12　契約終了時の取扱

（1）契約終了（リース満了）時には受託者は機器の撤去を行うこと。

（2）撤去した機器等について、ハードディスク内のデータ消去作業を行うこと。個人情報が含まれ

るデータについては、現地または本市が指定する場所においてデータ消去を実施すること。消去完了後、記憶媒体が物理的に破壊可能なものはその破壊を実施すること。消去完了後、証明書を本市に提出すること。

（3）図書館業務データ（蔵書データ、利用者データ、予約データなど図書館の運営に関わる全てのデータ）を図書館の指示により指定する形式で出力し、指定する媒体に保存し引き渡すこと。その際、サンプルデータの引き渡しを複数回（最大3回）実施すること。サンプルデータを含め、データの使用権は彦根市立図書館が有するものとする。

（4）機器類の撤去や契約終了時に市が指定するすべてのデータの抽出にかかる一切の費用は、受託者の負担とする。

13　個人情報の保護

（1）本業務の受託者は、保守業務を含めた業務全般の遂行にあたって彦根市個人情報保護条例の規定を遵守し、次に掲げる個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

ア）個人情報の漏えい防止および事故防止に関して必要な措置を講じること。

イ）個人情報に関する処理を他に委託しないこと。

ウ）本市からの提供データを本業務以外の使途に使用しないこと。

エ）個人情報を含むデータに関する作業は本市の指定する場所でのみ行い、原則として個人情報

を含むデータを指定場所以外に持ち出さないこと。

オ）万一、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、当該事故に対して一切の責任を受託者が負い、すみやかに当該事故の発生原因・経過等を含む詳細を本市に報告するとともに、本市の　指示に従うこと。

（2）本市は、本業務の受託者が前項に違反したときは、本委託契約を解除し、受託者に対して損害賠償を請求できる。

14　契約について

契約期間：令和７年１０月1日から令和１２年９月3０日まで（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

なお、納入業者決定後の契約締結は長期継続契約とし、システム保守費用および機器およびパッケージ等導入費用とも契約期間５年間の分割支払いとする。

機器およびパッケージ等導入費用については、提案業者がリース業者を選定し、機器等のリース料を含めた費用で提示すること。リース業者の選定を行わない場合は、納入業者決定後、彦根市指名業者であるリース業者と契約締結する予定である。

また、契約期間終了後に継続して使用する必要が生じた場合は、本契約と同様にできること。

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳入歳出予算において減額または削除があった場合、彦根市は、この契約を変更し、または解除することができる。契約を解除した場合において、納入業者に損害が生じたときは、彦根市は、納入業者に対して必要により契約解除金を支払うものとし、その額については、双方が協議して定めるものとする。